

子どもの意見を道の施策に反映させるための取組

1 国の動き

こども基本法では、こども施策を策定、実施及び評価するに当たっては、こどもや若者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務付けられており、国の審議会において、行政機関向けの「すべてのこども・若者の意見が尊重され、正当に考慮・反映される政策策定に向けたガイドライン（仮称）」を年度内に策定することとされている。

2 道の対応

道として、できることは早期に進めるという考えの下、子どもたちが意見表明し、社会参加できる環境の整備に向け、条例や各種計画策定時に行うパブリックコメントに、子どもにとって分かりやすく、意見を出しやすい「仕組み」を構築する。

本年度中にパブリックコメントを実施する全庁での計画等のうち、改訂は「北海道医療計画」など22件、新規策定は「北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（仮称）」など4件を予定しており、これらの計画素案に対し、子どもからの意見を募集し、提出のあった意見の内容に応じて計画案等に反映させることとする。

3 「仕組み」の概要

区 分	内 容
対 象 者	小学生、中学生、高校生
方 法	別添（資料2-2）のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすいように、子ども向けの計画概要（ルビ付き）を作成 ・意見を出しやすいように、スマホやパソコンで回答できるシステムとし、5択程度、10問程度のボリュームとする
主な計画	北海道医療計画、北海道健康増進計画、北海道歯科保健医療推進計画、北海道感染症予防計画、北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画（仮称）、第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）、北海道食育推進計画 など
普及啓発（予定）	様々な方法で幅広く周知する <ul style="list-style-type: none"> ・道のホームページによる周知（専用ページを作成） ・学校を通じて児童・生徒に周知（小・中・高、それぞれのチラシ作成） ・道の広報紙を通じて全戸に周知 など
意見反映	子どもからの意見については、その他大人からの意見と合わせ、各所管課において、計画案や施策への反映を検討
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の意見募集の方法等（仕組み）についても、パブリックコメントの際に子どもから意見を聴取し、今後の子どもの意見反映の取組の参考とする ・ユースプランナー（大学生）には、一般向けの資料を提供し、意見の提出を呼びかける

4 今後の対応

この「仕組み」（意見募集の方法等）は、できることは早期に進めるという考えの下で試行的に実施するものであり、子どもや審議会の意見等を踏まえ、随時見直しを行っていく。